

中世末期におけるドミニコ会士の学位取得 ——アヴィニヨン大学神学部を中心に——

梶原洋一

はじめに—問題の所在

一三世紀初めに異端の論駁と説教を通じた民衆教化を主たる使命として創設されたドミニコ修道会が、その草創期から大学と密接な関係を保っていたことはよく知られている。聖ドミニコはすでに一二一七年、数名の同志をパリに送り込んで神学学習にあたらせ、一二二九年にはクレモナのロランドウスがドミニコ会士として初めて神学学位を取得し、パリ大学神学部にドミニコ会の講座が誕生する。以降、一二五〇年代にパリ大学を搖るがせた有名な反托鉢修道会闘争にもかかわらず、一二七七年までに三一名のドミニコ会士がパリ大学神学部で学位を取得し教鞭をとった⁽¹⁾。

だが、こうしたドミニコ会と大学との緊密な紐帯は、一方でいささか奇妙にもみえる。なぜなら、ドミニコ会は一四世紀初めまでに自前の学院ネットワークを構築しており、大学に頼らずとも高度な神学学習の機会を修道士に提供することができた⁽²⁾。また、

大学の教授・学生から修道志願者をリクルートするという初期の戦略も、修道会がヨーロッパの広範な地域に根を下ろすにつれ、次第に意味を失っていった。にもかかわらずドミニコ会士が大学との関係を積極的に維持・发展させようとした主たる要因こそ、大学が発行する神学の学位、すなわち「神学マギステリウム」にほかならない⁽³⁾。学位保持者、つまり神学マギステルは高い名声と特権的地位を約束されていたため、次第に多くの修道士が学位取得を望むようになる。事実、学位をもつ修道士は説教師として都市から招請を受ける機会が顕著に多く⁽⁴⁾、また修道会内部においても個室の利用、肉入りの食事、専任の秘書を持つなど数多くの特典を享受した⁽⁵⁾。

とりわけ一四世紀半ば以降、ドミニコ会士とマギステリウムの関係は大きく変化する。中世大学史の大作家エルジエも述べているとおり、それまでパリ・オクスフォード・ケンブリッジにしか設置を許されなかつた神学部が各地の大学で新設されるからであ

る。神学部の急速な増加は、ドミニコ会をはじめ托鉢修道士の学位取得を格段に容易にした。⁽⁶⁾一方で、学位取得者の急増は、しばしば学識・品行の面で不適格な修道士が神学マギスティルの栄誉を帯びる、という結果を招いた。学位取得にまつわる不正、違反行為も次第に看過しないものとなつた。

こうした新しい事態に、ドミニコ会指導部は極めて自覺的かつ毅然と対処した、と言える。実際、修道会総会が一五世紀を通じて数々の規則を制定し、修道士の学位取得を厳密かつ中央集権的に管理する体制を構築したことは、ドミニコ会の歴史家によつて早くから指摘されてきた。モルティエによる歴代ドミニコ会総長についての通史的叙述では学位の問題が随所で言及される一方、⁽⁸⁾カナル⁽⁹⁾ゴメスはこうした制度的発展を長い時間軸のなかで概観している。また標準的な中世ドミニコ会通史と言えるヒンネブッシュの著作も、この主題に多くのページを割いている。⁽¹⁰⁾

しかしながら、こうした新しい制度的環境が、個々の修道士の振る舞いにどのような影響を与えたか、修道会法制度に組み込まれた学位取得認可の要件・手続きに関わる諸規定がどの程度実効力をもつたか、といった、学位取得の実態に関わる諸問題は、まだ体系的考察の対象となっていない。換言すれば、ドミニコ会士の学位取得が従来より容易になる一方、修道会がそれを厳格に管理制度とした時代における、規範と実践の関係こそが実証的に解明されねばならない。こうした探求は、単にドミニコ会の歴史という視点から必要であるだけでなく、高い学識を可視化するラベルとしての大学学位を巡る人々の振る舞いを具体的に示すとい

う点において、広くヨーロッパ中世末期における知と社会の関係についての考察に、有益な素材を提供することが期待される。⁽¹¹⁾

方法と史料、対象

かかる視点に立ち、本稿は学位を取得した、あるいは取得しようとした修道士たちに関するプロソボグラフィ的な分析を通じて、ドミニコ会士による大学学位取得の実相に迫ることを試みる。幸い、こうした目的にとって有用な史料が限定的ながら今日まで残存している。

第一に挙げるべきは、修道会総会の決議記録である。総会はドミニコ会の最高意思決定機関であつて、修道会総長の主催のもと、修道会を構成する地域管区の代表者たちが参考し、会憲の改定など修道会全体に関わる問題を審議、決裁した。⁽¹²⁾評議団の構成は二通りあり、各管区から隨時選出・派遣される総会評議員による総会が二回続いた後、三回目は管区長たちが評議員を務めるとされた。一二二〇年に聖ドミニコを中心として開かれた最初の総会以来、毎年行われていたが、一三七四年以降は原則二、三年に一度の開催となつた。当初はパリとボローニャの修道院が隔年交代で会場を提供していたが、一二四五年のケルン総会以降ヨーロッパ各地の修道院の持ち回りで開かれた。

総会の決議記録は、各管区の代表団が各々その写しを作成し、総長付の書記による確認を経て総長の印章が付されたうえで、管区へと持ち帰られた。統いて、管区会議において各修道院の代表がさらに写しを作り、管区内のすべての修道院に伝達された。中

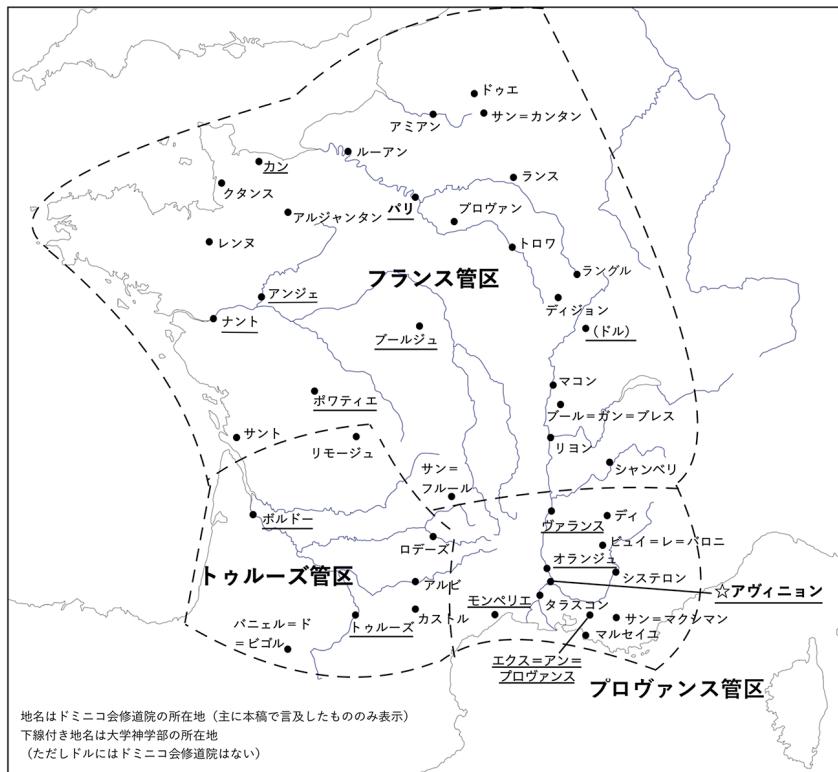
世においては、こうした決議記録を年を追って体系的に整理、保管する試みは極めて稀であった。⁽¹⁵⁾ その数少ない例外として、異端審問官および著述家として有名なベルナルド・ギーが一四世紀前半までの総会決議録を集成したもの、さらに一四、一五世紀の総会決議を多数収めたブルゴーニュ地方ラングル修道院の写本（原本は散逸。一七世紀末の写しが残存）が挙げられる。これらを基幹的な底本としつつ、さらに孤立した形でヨーロッパ各地のドミニコ会修道院（あるいはその文書を引き継ぎ保管していた各種の文書館）に保存されていた、一年分か、せいぜい数年分の総会決議記録を記した手稿を参照して編まれたのが、ライヒェルトによる浩瀚な校訂版の中世に関わる部分である。⁽¹⁶⁾ ところが、後者のような散発的な性格をもつ手稿はその後も時折発見され、ライヒェルト版に全く情報がない年次の総会についてだけでなく、すでに決議記録の内容が一定程度知られている年次についても、新しい情報をもたらしてきた。こうした手稿のいくらかはすでに校訂されている。⁽¹⁷⁾ 他方で、本研究でも参照した南フランス・ロデーズ修道院に伝わった文書のように、未だ刊行されていないものもある。こうした補足的な情報は、特に一五世紀については総会決議記録の欠落が目立つだけに極めて貴重である。

総会決議には、会憲の改定という抜本的な形であれ、より簡略な形式で発令される「訓令」によるものであれ、学位取得関連の法令が数多く収録されており、上述のような管理制度の成立と展開を詳細に跡づけることができる。しかしながら、本稿ではこれとは別種の情報にも注目する。一四一〇年の会憲改定以降、ドミニコ会では、修道士が学位を取得するために大学に赴いてよい、という最終決定を下す権限は原則として総会に帰属した。⁽²⁰⁾ 結果、総会決議記録には「かくかくの大学に修道士某を学位取得のため派遣する」という任命の記事がしばしば現れる。⁽²¹⁾ 本稿の視点にとって、こうした記述の価値は極めて大きい。まさにここから、学位取得が予定されていた修道士の名前、その所属管区や修道院、そして派遣先大学といった、プロソボグラフィの基礎となる情報が得られるからである。⁽²²⁾

第二に、これと同じ目的のため、修道会総長の書簡記録簿が利用されねばならない。これは修道会全体の指導者である総長（原則として終身職）が各地の修道士、修道女に書き送った書簡の要旨を、必要に応じて容易に参照できるよう、宛先となつた管区ごとに時系列に沿つて書き記した帳簿である。こうした記録簿は一四世紀末および一四五〇年代初めの孤立した二例を除けば、一四七四年以降について系統だって保存され、今日ローマのドミニコ会中央文書館が保管している。⁽²⁴⁾ 一五世紀後半には、総長も総会と同様に、あるいはより活発に大学への修道士の派遣に携わっていたため、本史料にも修道士の大学への任命が数多く記載されている。⁽²⁵⁾ 加えて、これとは別種の異動、命令、許可、懲戒などの記事も豊富に含んでおり、学位を取得した修道士のキャリア・活動を辿るにあたり第一級の情報源となる。

ところで、ドミニコ会士の学位取得の実態に迫るには、当然彼らを受け入れた大学側の記録にもあたる必要がある。とはいえるが、中世における大学神学部の学生や学位取得者のリストは多くの場

地図：15世紀フランス地域のドミニコ会管区区分



地名はドミニコ会修道院の所在地（主に本稿で言及したもののみ表示）

下線付き地名は大学神学部の所在地

（ただしドルにはドミニコ会修道院はない）

合今日に伝わっていない。⁽²⁶⁾確かに、当時ラテン²⁷⁾語リスト教世界で最も古くかつ重要な神学部であったパリ大学神学部については、上級学位であるリケンティアの取得者リストが一四世紀後半以降について残存するが、これは学位取得の長いプロセスの最終段階のみに関わる記録であり、取得実践について教えるところは必ずしも大きくなかった。さらにまた、フランス各地で新設された神学部に関するこうした史料は皆無である。そんななか、アヴィニヨン大学は極めて貴重な例外と言える。ここでは、一四三〇年から一五一二年の期間に関して大学の会計簿が残存する。その収入の部には大学への登録や、各種の学位取得試験の際学生が行つた支払いが日付を添えて逐一記録され、神学部に在籍した、また学位を取得したドミニコ会士たちについても名前、出身管区や出身修道院といった情報を引き出せる。⁽²⁸⁾

実際、ヴェルジエはこの史料を素材にアヴィニヨン大学神学部の基本的性格を分析した。⁽²⁹⁾一三年に教皇に認可されて以来法學教育で知られていたアヴィニヨン大学によく一四五一年になつて設置された神学部では、他の多くの新設神学部と同様、托鉢修道会が教授、学生の圧倒的多数を占めた。修道士たちはしばしば、極めて短い

期間神学部に在籍したのみで学位を取得した。修道会学院網のな

かであらかじめ実質的な神学学習を終えていた彼らにとって、ア

ヴィニヨン大学神学部は修養の場というよりは単なる認証機関、ア

本稿は、こうした見方を一定程度共有しつつ、そこに新しい次

元を付け加えることを試みる。すなわち、上述のドミニコ会起源

の史料と、大学会計簿が伝える神学部のドミニコ会士たちの動向

を対照することで、アヴィニヨンでの学位取得を個々の修道士た

ちの経歴のなかに位置付ける。それゆえ、総長書簡記録簿が利用

可能で、かつ総会決議記録の情報量も比較的厚みを増す一四七〇

年代以降を分析の中心に据える。このために、アヴィニヨン大学

会計簿のうち、ヴェルジエの諸論考において実は本格的な分析の

対象とされていない一四七八一一五二年に関する部分を集中的

に検討する。³³その際、ドミニコ会のなかでも南フランスの東半分

を占め、まさにアヴィニヨンのドミニコ会修道院を包摂していた

プロヴァンス管区、そして北部・中部フランスおよび現在のペル

ギー・フランス語圏スイスにまで広がっていたフランス管区に所

属する修道士たちに焦点を置く（地図参照）。後述のように、本稿

が扱う時期を通じ、アヴィニヨンで学位を取得した、あるいは取

得を目指したドミニコ会士の大部分がこの二管区のいずれかに所

属していた。だが、学位取得に関わる行動について詳しく検証す

れば、二管区の出身者の間で興味深い相違が確認される。結論を

やや先取りすれば、こうした比較から、決して「学位工場」の一

言では片付けられない、アヴィニヨン大学神学部に対するドミニ

コ会士たちの複雑な眼差しが明らかになるであろう。

1 フランス管区修道士とアヴィニヨン大学神学部

アヴィニヨン大学神学部における学位取得を托鉢修道会がほぼ独占していたことはすでに述べたが、なかでもドミニコ会は常に大きな存在感を示していた。とりわけ一五世紀半ば、アヴィニヨン出身のマルシャル・オリベッリが修道会総長の地位にあつた時

期（一四五三—一四六二年および一四六五—一四七三年）には、総長が多くの修道士にアヴィニヨンで学位を受けるよう促した結果、取得者数が飛躍的に増加した。彼自身、一四六〇年にアヴィニヨン

大学教授團に宛てた書簡において、幾多の優秀なドミニコ会士を呼び寄せることで大学の名誉に多大な貢献をなした、と誇らしげに述べている。³⁴実際、一四三〇—一五一二年のドミニコ会士によ

る学位取得の五割近くがこの二〇年間ほどに集中している。本稿が注目する一四七〇年代以降にも、こうしたピークこそ過ぎていしたもの、依然としてドミニコ会士の学位取得は頻繁であった。³⁵

ここで、当時の神学学位制度を手短に概観しておく必要がある。パリ大学において形成され、その後他の大学でも模倣されたカリキュラムによれば、学生はまず①六、七年間神学部の講義を受講したうえで、今度は自らが教える側に回り、②「聖書概説講師」として、三年間入門的講義を担当する。その後、③「バカラリウス」として、神学の標準的教科書であるペトルス・ロンバルドゥスの『神学命題集』を一年間教える。次いで④「熟練バカラリウス」として、討論への参加と説教に三年を費やした後、ついに⑤「リケンティア」試験を受けることを許され、神学部のマ

ギスティルたちを相手に討論に臨む。これを通して、最後に⑥「マギスティル就任式」が待っている。これは討論の形式こそとるが儀式としての性格が強く、大学関係者への謝金、そして自費で開催する宴会など大きな経済的負担を伴った。こうして最終学位である神学マギスティウムを取得し神学部で教鞭を取る資格を得る³⁷。

とはいっても、こうした長期にわたる課程が、あらゆる神学部において全ての学生に厳密に課されていたと考えるべきではない。すでにパリ大学でも、托鉢修道士は①のステップを免除されていた。これは、修道会学院で十分な学習を積んでいるとみなされたためである。それ以外の学生についても状況に応じて様々な免除、短縮が認められていた。³⁸いわんや新興の神学部であるアヴィニヨンでは②の聖書概説講義さえ、遅くとも一五世紀半ばには神学部の正式な課程とはみなされなくなり、大学会計簿には一四五年を最後に聖書概説講師の登録料支払いが記録されなくなる。³⁹言い換えるれば、本稿が対象とする時代のアヴィニヨン大学神学部において、学位への道程の始まりを画すのは③バカラリウスとしての登録であった。学位取得希望者は、大学の規約を遵守しながら『命題集』講義を完遂することを大学学長に宣誓したうえで、規定の登録料を支払い、この段階で初めてその名が大学会計簿に記載される。⁴⁰

〔表1〕は、このようなバカラリウス登録を一四七四年から一

五二二年までの間に行つたドミニコ会士三六名の一覧である。興味深いことに、当のアヴィニヨン修道院もその一員であるところ

のプロヴァンス管区の出身者が一二名にとどまるのに対し、フランス管区の修道士が二〇名を数える（地図参照）。

実際、フランス管区の修道士にとって、アヴィニヨン大学は学位取得地として極めて重要な地位を占めていた。「表2」は、一四七四年から一五一五年の間に修道会総会あるいは総長から学位取得のため大学への任命を受けた、すなわち学位取得を目的に大学神学部において『命題集』講義を行うことを許されたフランス管区修道士の人数を派遣先ごとに示す。⁴¹パリへ派遣を受けた者が八六名で全体の三割以上を占めるなか、アヴィニヨンは管区内にありながら三六名と、同じフランス管区内に所在するポワティエ⁴²（三〇名）やブルールジュ（二五名）を押えて第二位に挙がっている。⁴³反対に、「表3」が示すとおり、アヴィニヨン修道院が属するプロヴァンス管区からアヴィニヨンに派遣を受けたのはわずか七名であり、同管区内のモンペリエ（一二名）、エクス・アン・プロヴァンス（一二名）の後塵を拝し第三位に甘んじている。つまり、一四七〇年代から一五一〇年代にかけて、ドミニコ会に関している、アヴィニヨン大学神学部にはフランス管区の修道士たちがとりわけ多く派遣されていた。従つて以下ではまず、アヴィニヨンへ派遣を受けたフランス管区の修道士たちを対象に詳細な分析を試みる。

2 「辞退」される神学部登録

前節の「表2」に見られるおり、一四七四年から一五一五年までの間に三六名のフランス管区修道士が、アヴィニヨン大学で『命題集』の講義を行つよう命じられた。しかし派遣決定後の彼

[表2] 総会、総長が任命したフランス管区修道士派遣先大学（1474—1515年）

派遣先大学	人数
パリ	86
(パリ補欠)	12
アヴィニヨン	36
ボワティエ	30
ブルージュ	25
アンジェ	20
ナント	13
カン	12
「任意の大学」	9
エクス＝アン＝プロヴァンス	7
トゥルーズ	6
モンペリエ	5
教皇庁学院	5
ケルン	4
ほか9箇所*	1—3
合計	284

*下線付：フランス管区内に所在
「ほか9箇所」：本文注43参照

[表3] 総会、総長が任命したプロヴァンス管区修道士派遣先大学（1474—1515年）

派遣先大学	人数
モンペリエ	21
エクス＝アン＝プロヴァンス	12
アヴィニヨン	7
「任意の大学」	5
トゥルーズ	2
ブルージュ	1
オランジュ	1
パリ	1
ヴァンス	1
合計	51

*下線付：プロヴァンス管区内に所在
表2、3の典拠：総会決議記録、総長書簡記録簿（詳細は本文注16—18、24を参照）

[表4] アヴィニヨン大学神学部に派遣を受けたフランス管区修道士36名（1474—1515年）

番号	名前	派遣決定年	Bac登録年
1	ガブリエル・ロボディ	1486	なし
2	グイレルムス・ファンキローニス	1498	なし*
3	クラウディウス・フゴノディ	1503	なし
4	クラウディウス・ボネリイ	1487	1488
5	ステファヌス・ムテティ	1475	1476
6	セバスティアヌス・デ・フォンタマリノ	1489	なし
7	ドミニクス・クレリキ	1481	なし
8	ニコラウス・プラティス	1486	なし*
9	ニコラウス・ブルニ	1491	なし
10	フェランドゥス・ドネティ	1474	1475
11	フゴー・モネティ	1486	1487
12	フランキスクス・デ・モンテ	1481	なし
13	フランキスクス・ブランケティ	1486	なし
14	ペトルス・カボニス	1474	なし
15	ペトルス・ビナティ	1481	なし
16	ペトルス・フリゼティ	1478	1479
17	ペトルス・マルキ	1503	なし
18	ペトルス・ミカエリス	1478	なし

*「なし」：バカラリウス登録の記録はないが、上級学位の取得記録あり。3名。本文注50も参照。

「派遣決定年」の典拠：番号1（AGOP IV 7, 23r）、2（Reichert, *Acta*, III, p. 433）、3（AGOP IV 15, 29r）、4（IV 9, 22r）、5（IV 3, 253r）、6（IV 9, 31r）、7（IV 6, 14v）、8（IV 7, 23r）、9（Reichert, *Acta*, III, p. 405）、10（AGOP IV 3, 27v）、11（Alfonso d'Amato, «Gli atti dei capitoli generali del 1474 e del 1486 altri frammenti», *APP*, 17 (1947), p. 243）、12（AGOP IV 6, 13v）、13（IV 7, 23r）、14（IV 3, 27v）、15（IV 6, 13r）、16（Reichert, *Acta*, III, p. 348）、17（AGOP IV 15, 33v）、18（Reichert, *Acta*, III, p. 348）、19（AGOP IV 15, 31v）、20（IV 10, 33r）、21（IV 6, 13v）、22（IV 4, 23r）、23（IV 4, 21r）、24（Reichert, *Acta*, III, p. 367）、25（*Ibid.*）、26（AGOP IV 9, 25v）、27（IV 6, 14v）、28（IV 10, 55r）、29（Reichert, *Acta*, III, p. 367）、30（AGOP IV 3, 30v）、31（IV 15, 16r）、32（Reichert, *Acta*, III, p. 367）、33（AGOP IV 9, 22v）、34（IV 9, 42v）、35（IV 6, 14v）、36（IV 3, 29v）。

バカラリウス登録（「Bac登録」）の典拠は「表1」を参照。

[表1] アヴィニヨン大学神学部におけるドミニコ会士バカラリウスの登録年月日と所属修道院・管区（1474—1512年）

番号	名前	登録年	所属修道院	所属管区	番号	名前	登録年	所属修道院	所属管区
1	アルナルドゥス・デ・フォルダナ	1474	バニエル＝ド＝ビゴル	トゥルーズ	19	ペトルス・フォルネリイ	1485	リヨン	フランス
2	アレクサンドル・デ・ピシス	1489	ドゥエ	フランス	20	ペトルス・フリゼティ	1479	トロワ	フランス
3	アレクシウス・ゲルヴァシイ	1474	タラスコン	プロヴァンス	21	ベルトラン・ドゥス・コルテジイ	1497	サン＝マクシマン	プロヴァンス
4	アンドレアス・ギングニス	1503	アヴィニヨン	プロヴァンス	22	マテウス・カビティイ	1503	アルジャンタン	フランス
5	イボリトリウス・デ・ロンガヴィラ	1503	マコン	フランス	23	マルボティヌス・ニゲティ	1501	アヴィニヨン	プロヴァンス
6	ゲイルルムス・マティイ	1475	クタンス	フランス	24	メルキオル・ファローリス	1504	レリダ	アラゴン
7	クラウディウス・ボネリイ	1488	ブル＝ガニ＝ブレス	フランス	25	ヤコブス・ドヴェンディ	1500	マルセイユ	プロヴァンス
8	ステファヌス・ガイ	1505	ディ	プロヴァンス	26	ヨハンネス・ガルネリ	1511	ビュイ＝レ＝パロニ	トゥルーズ
9	ステファヌス・ギシャルディ	1498	レンヌ	フランス	27	ヨハンネス・ゲベネンシス	1481	ラングル	フランス
10	ステファヌス・ドロニイ	1493	サン＝マクシマン	プロヴァンス	28	ヨハンネス・コティイ	1489	ランス	フランス
11	ステファヌス・ムテティ	1476	ラングル	フランス	29	ヨハンネス・パレンティス	1499	アヴィニヨン	プロヴァンス
12	デュランドゥス・バゲジイ	1474	サン＝フルール	フランス	30	ヨハンネス・プレスタティ	1500	アヴィニヨン	プロヴァンス
13	ニコラウス・ブルレクテ	1489	サン＝カントン	フランス	31	ヨハンネス・ボネティ	1495	不詳	フランス
14	バルトロメウス・ギレティ	1478	タラスコン	プロヴァンス	32	ヨハンネス・マッセリニ	1477	アミアン	フランス
15	フェランドゥス・ドネティ	1475	トロワ	フランス	33	ヨハンネス・マレスカラ	1503	ブル＝ガニ＝ブレス	フランス
16	フゴー・モネティ	1487	ディジョン	フランス	34	ヨハンネス・ルニヨー	1502	プロヴァン	フランス
17	フランキスクス・ブゲティ	1475	カストル	トゥルーズ	35	ヨハンネス・ライナルディ	1499	ディ	プロヴァンス
18	ペトルス・デシデリイ	1501	シストロン？	プロヴァンス	36	ロベルトゥス・デ・ロンダ	1475	ランス	フランス

典拠：番号1 (ADV D134, 353v-354r), 2 (D135, 117v), 3 (D134, 338r), 4 (D135, 264r), 5 (D135, 272r), 6 (D134, 368r), 7 (D135, 111v), 8 (D135, 296r), 9 (D135, 221r), 10 (D135, 158v), 11 (D134, 380r), 12 (D134, 340v), 13 (D135, 110v), 14 (D134, 386r), 15 (D134, 367v), 16 (D135, 99r), 17 (D134, 368r), 18 (D135, 253r), 19 (D135, 79v), 20 (D135, 5v), 21 (D135, 208v), 22 (D135, 276r), 23 (D135, 252v), 24 (D135, 280v), 25 (D135, 237v), 26 (D135, 337r), 27 (D135, 44r), 28 (D135, 119r), 29 (D135, 225r), 30 (D135, 245r), 31 (D135, 170v), 32 (D134, 380v), 33 (D135, 265v), 34 (D135, 261v), 35 (D135, 225r), 36 (D134, 367v)。

*注記 番号2、16、18、23、36については大学会計簿に所属修道院、管区の記載がない。表中に示す所属はドミニコ会総長書簡記録簿の記述に依拠し、典拠は順に次のとおりである。AGOP IV 6, 12r; IV 15, 32v; IV 15, 243v; IV 9, 226r; IV 3, 29v.

らの動向を「表4」のように仔細に検証すれば、ある興味深い事実が見て取れる。

すなわち、派遣を受けた三六名のうち、実際に登録を行い会計簿上にその名を残すのはわずか一一名にすぎない（「表4」中の「Bac登録年」が明記されているケース）。なお上述のとおり、前掲「表1」によれば一四七四年—一五一二年にバカラリウスとして登録したことが大学会計簿に明記されるフランス管区修道士は二〇名いた。言いかえれば、ここで問題としている登録者一一名を除いた九名について、登録の記録はあっても修道会から派遣を受けた記録がないことになる。⁽⁴⁴⁾こうした任命記録の不在について、おおよそ三つの要因が指摘できる。第一には、修道会史料における情報の欠落が想定できよう。デュランドウス・ペゲジイ（「表1」の番号¹²）がアヴィニヨン大学神学部にバカラリウス登録をしたのは一四七四年四月二六日⁽⁴⁵⁾だが、ドミニコ会総長書簡記録簿のうち最も古い記事は同年の六月にまでしか遡らず、彼がこれ以前に総長により任命を受けていたとすれば、我々はそれを知りえない。また、この修道士の名前は、現在知られている総会決議記録に全く現れない。しかし一五世紀の総会決議は一今日まで残存している限りでは一大学、学院への修道士の任命記事に關しありわけ欠損が目立つ以上、彼が一四七四年以前のいずれかの総会によりアヴィニヨンに派遣を受けた可能性は否定できない。⁽⁴⁶⁾デュランドウスや、ここで問題とする他の八名の修道士の任命についての情報不備は、こうした史料的限界に起因するところが大きいようと思われる。

とはいえた時に、彼らが総長あるいは総会の許可を得ず大学への登録を敢行し、それゆえに任命の記録が存在しない、というのもありえないことではない。⁽⁴⁸⁾また、この時期のドミニコ会ではしばしば、幹部級の修道士（管区長、修道院長、異端審問官、大学神学部の正教授など）が、総会あるいは総長から特に委託を受けて修道士を選抜し、大学へと派遣した。例えば一四九九年一月、修道会総長はアヴィニヨン修道院長のヤコブス・ラファエリスに対して、アヴィニヨン大学神学部で学位取得のための講義を行わせる修道士を計四名選抜するよう指示した。その理由は「（前年開催された）フェラーラ総会での神学部についての任命が行われなかつたため」であった。⁽⁴⁹⁾ここで問題とするフランス管区修道士たちも、こうした委託任命の対象となつたために、総会決議記録にも総長書簡記録簿にも言及されていないのかもしれない。

「表1」と「表4」の齟齬について、これら複数の可能性のうちいざれが妥当であるのか、確かに根拠をもつて判断を下すことは現在の史料状況では困難である。反対に事實として指摘できるのは、「表4」に見えるとおり、アヴィニヨン大学神学部に派遣を受けたことが史料上確認できる三六名のうち、バカラリウス登録記録が残っている一一名と、こうした記録こそないものの上級学位取得については記載がある三名（「表4」中に「なし*」で示す）を除いた人数、すなわち少なくとも二二名ものフランス管区修道士が、修道会から割り当てられたアヴィニヨンでの学位取得という任務を実施するに至らなかつた、ということである。

この乖離はどのように説明できるだろうか。確かに、二種類の

史料が対象とする時期の相違には注意せねばならない。すなわち、本稿で参照した大学会計簿は一五一二年度までの情報のみを記載しており、上述の二三名の修道士が、実は一五一三年以降に登録を行った、という可能性を完全には排除できない。とはいえ、「表4」が示す派遣年のうち最も新しいものが一五〇三年（「表4」の番号⁵³、17、19）であり、また実際に登録記録が残っている一一名においても派遣から登録までの間隔は最長でも三年程度（同番号⁵⁰）でしかないことから、一五一三年以降に登録を行ったケースは、あったとしても極めて稀と考えられる。

また、修道士たちはアヴィニヨン大学神学部に登録しようとしたが大学の側がそれを認めなかつた、とは考えにくい。上述のとおり、ドミニコ会士の学位取得候補者が殺到していたマルシャル・オリベッリの時代と比較して、この時期神学部の登録条件が厳格化されたという証拠は見当たらぬ。⁵¹むしろ、彼らは自らの意思か、あるいは修道会の都合で、アヴィニヨン大学神学部に登録しないことを選択したと考えられる。言い換えれば、大学学位の取得地決定に際し、ドミニコ会士たちは決して上長の命令に運動的に従っていたのではなく、自らの希望、必要に応じて上層部と交渉し、より有利な任命を獲得しようと積極的に画策した、と推測される。

実際、なかにはかなり旺盛に「運動」していた修道士もいた。ガブリエル・ロボディ（「表4」の番号¹）が最初にバカラリウス任命を受けたのは一四八一年、ピエモンテ地方のトリノ大学を行き先としてであった。⁵²彼は現地に赴き、バカラリウス登録を行っ

たようだが、その後なんらかの理由で同地での学位取得をとりやめたらしい。一四八六年、修道会総長はこの修道士を改めてアヴィニヨンに任命し直すとともに、彼がトリノ大学でかつておこなつた宣誓—バカラリウス講義を同地で完遂し、他所で学位を得しない、という内容であろう⁵³を撤回することを認めている。しかし新たな派遣地アヴィニヨンもまた彼を満足させることはなかったようで、一四九一年総会は修道士ガブリエルをエクスニアン＝プロヴァンス大学に再度任命した。⁵⁴これ以後彼の足取りは知られていないが、修道会上層部による任命の不履行を繰り返してなお新しい任命を受けることができた事実からは、少なくともこうした「選り好み」がドミニコ会士に課された服従の誓願に違背せず、修道士個人の裁量の範囲内と考えられていたことが明らかである。

3 「辞退」の理由

残念ながら、修道士ガブリエルがトリノ大学への、そしてとりわけアヴィニヨン大学への任命を「辞退」した理由は史料には語られていない。だが個々の修道士を巡る状況によつては、この点について一定の推量をおこなうことが可能である。第一に、やや意外ながら、所属する修道院からアヴィニヨンまでの地理的距離が決定的な要因であったようには思われない。北フランスはピカルディ地方アミアン修道院、シャンパン＝パニュ地方のトロワやランヌ修道院など、遠方から来るばるやつて来てバカラリウスとなつた修道士もいる一方で、アヴィニヨンまでそう遠くないうえ、ローヌ川を通つて容易に移動できたはずのリヨン修道院の所属で

あるにも関わらず、登録をしていない者も見られるからである。⁽⁵⁷⁾

一方で、経済的状況はしばしば辞退の原因になったであろう。シャンベリ修道院のヨハンネス・デ・ブルゲット（表4）の番号²⁹は、一四八一年六月の修道会総会によってアヴィニヨン派遣を命じられたが、すでに同年一一月、派遣先の変更を総長に申し出てこれを認められた。彼は「貧しさのゆえに」アヴィニヨンではなく、やはり南フランスに位置するが創設が一四五六年とより歴史の浅いヴァランヌ大学で学位を取得することを希望した。⁽⁵⁸⁾中世において、学位取得費用を低めに設定するというのは新興大学が学生集めのため頻繁に用いた手段で、既存の大学がこれを非難する書状がいくつも残存する。⁽⁵⁹⁾従って、かの修道士の財布事情ゆえにヴァランヌがアヴィニヨンよりも好まれたのだとしてもなんら不思議はない。アヴィニヨンに関わる事例ではないが、一四年にはアルビ修道院（トゥルーズ管区）のベルナルドゥス・デ・プロアがやはり「貧しさのゆえに」、あらかじめ与えられていたトゥルーズ大学への任命を辞退したうえ、学位取得をおこなう大学を自分で選び直す許可を総長から得ている。長い伝統を誇るトゥルーズ大学よりも少ない経済的負担で学位に至れる神学部は、当時いくつも存在したのである。一般に、ドミニコ会は修道士の学位取得費用を直接援助することはなかった。そのため、修道士たちは肉親や、親交のある聖俗の有力者などのうちにパトロンをみつける必要があった。レンヌ修道院の一修道士は一五〇三年にアンジェ大学への任命を受けた直後、学位取得費用を搔き集めるために一旦帰郷して親戚・友人を訪ねて回ることを許されている。⁽⁶⁰⁾

しかしながら、アヴィニヨン大学神学部が敬遠されたより一般的な事情として、多くのフランス管区修道士がより格式の高い大學、具体的に言えば神学教育の中心として全ヨーロッパ的な名聲を博していたパリにおいてこそ学位を取得したいと考えた事実を指摘できよう。ランキスクス・デ・モンテ（表4）の番号¹²は一四八一年六月一〇日からローマで開催された修道会総会によって、パリ修道院における聖書概説講師の「補欠」の地位を与えた。その後の六月一八日、修道会総長は彼を学位取得のためにアヴィニヨン大学に派遣することを決めたが、この任命が実施に移されることとはなかった。おそらく、先に総会が与えた指名を足がかりに、パリでキャリアを継続する方に希望を託したのである。クラウディウス・フゴノディ（同番号3）は一五〇三年にアヴィニヨンへの任命を受けながら神学部登録に至らなかつたが、やはりそれに先立つ一四九八年総会によりパリの聖書概説講師の「補欠」に任命されている。この二名が「補欠」以上の地位をパリで得ることがあったのかどうか、史料には何も語られない。「補欠」はパリ大学神学部の聖書講師や『命題集』バカラリウスに関する総会により規則的に指名されたが、同じポストに「正規」に任命された修道士が何らかの事情で講義を遂行できない場合のみ代理で講義することが許された。⁽⁶¹⁾

一方で、一四九一年にアヴィニヨン派遣が決定したミカエル・ルフィ（表4）の番号²⁰は結局この神学部に登録することはなく、一四九四年に補欠ではない正規の聖書概説講師としてパリに任命を受けている。⁽⁶²⁾同様に、ヨハンネス・グレゴリイ（同番号²³）

はそのアヴィニヨン任命を記した一四七九年の修道会総長書簡のなかで「パリの聖書講師」の肩書を付されており、パリの神学部で聖書概説講義をすでに実施していた。⁽⁶⁶⁾ だとすれば、その次のステップであるバカラリウスとしての『命題集』講義、そして上級学位の取得をも名高いパリ大学において果たしたい、と考えたとしても驚くにはあたらない。事実、一四八一年総会によってパリにおける『命題集』バカラリウスの補欠を命じられたヨハンнес・アンスー（同番号21）は、その直後に総長からアヴィニヨン大学神学部への派遣を受けたがこの派遣を実施に移すことではなく、一四八六年にパリにおける正規の『命題集』バカラリウスとしての指名を獲得している。⁽⁶⁷⁾ だがアヴィニヨン任命を「辞退」し、あくまでパリでの学位取得にこだわる、という戦略の最も顕著な成功例はセバスティアヌス・デ・フォンテマリノ（同番号6）であろう。彼は一四八七年にパリの聖書講師に任じられた後、一四八九年にアヴィニヨンでのバカラリウス講義を命じられるも、やはり大学会計簿に登場しない。その後一四九四年、首尾よくパリでのバカラリウス昇進を認められ、一五〇〇年にはついに同神学部でリケンティアとマギスティリウムの学位を取得するに至った。⁽⁶⁸⁾

こうしたパリへの志向は、なにもアヴィニヨンへの派遣対象となつた修道士に限られない。サント修道院のヨハンнес・デ・トゥスカは一四九一年七月、修道会総長より「ボワティエか、あるいはアンジェ」の大学で学位取得のため『命題集』講義をおこなつてよい、という幾分曖昧な任命を受ける。しかし彼はそこから十日も経たないうちに総長に掛け合って、「空席が出たら真っ

先に」やはりパリにおいて『命題集』を講義できる、という許可を得ていて、⁽⁷²⁾ 地方の二級大学で無難に学位を得るより、実現可能性は低くともパリでの学位取得希望者の待機リストに名前を載せておくほうを好んだのである。⁽⁷³⁾

実際、大学学位の価値はどこで取得しても同じ、とは言い難かった。一四五三年の修道会総会は、フランス管区において、パリで学位を取得した修道士は他の神学部で取得した者より上位に置かれると言明している。⁽⁷⁴⁾ 一四八七年には修道会総長がルーラン修道院の修道士たちに對しこの原則を確認しているし、同時期にアンジエ修道院で起こった一人のマギスティルの席次を巡る紛争でも、「フランス管区の慣習」に従えばパリで取得した学位が他所の神学部が発行したそれに優越する、という主張が展開された。⁽⁷⁵⁾ 確かに、この紛争自体は最終的にパリ優位の主張を退け、どこで取得したか、ではなくどちらが先に取得したか、が席次の決定基準とされる、という総長の裁定で決着をみた。⁽⁷⁶⁾ こうした学位取得者間の年功序列論理は、一五〇五年総会でも正式かつ一般的に確認された。⁽⁷⁷⁾ しかしながら、修道会中央の度重なる介入は逆に、フランス管区のドミニコ会士たちに根強かつたパリ至上主義とでも呼ぶべき思考を物語っている。事実、彼らはパリ大学神学部における学位取得の機会をほぼ独占し、他管区出身のドミニコ会士が入り込む余地はほとんどなかつた。⁽⁷⁸⁾

このように、パリに強く執着するフランス管区の修道士にとって、アヴィニヨンでの学位取得は一種の妥協とみなされたようである。それゆえ、なるべく短い期間の滞在でもつてマギスティリウ

ムに到達することが重視された。〔表5〕は、一四七四年から一五二年のフランス管区ドミニコ会士について、大学会計簿からバカラリウスとしての登録、上級学位であるリケンティアとマギスティリウムの取得の日付を記し、それぞれの間隔を示す。

ここから、大半の修道士が全体で一年にも満たない期間で最終学位に到達していることがわかる。なかなかフェランンドウス・ドネティ（〔表5〕の番号4）は一四七五年六月二七日にバカラリウスとして登録するや、すでに同年七月二九日にはリケンティア・マギスティリウムを同時に取得している。この間およそ一ヶ月に過ぎず、実質的な『命題集』講義が実施されたとは考えにくい。

さて、法学部教授が主体であったアヴィニヨン大学指導部が、神学部におけるこうした学位授与の在り方に特段異議を申し立てた形跡はない。一方、ドミニコ会では、マギスティリウム取得には大学所在地での最低四年間の滞在を要すというルールが、一四〇年に採用された新しい会憲条項にすでに盛り込まれていた。⁸¹その後一五世紀中のいくつかの総会は、この四年在籍規定を訓令を通じて改めて強調している。にもかかわらず、ここで見たような極めて短い在籍期間を修道会がことさら問題視することはなかった。一四七八年の総会は、バカラリウス登録から十六ヶ月後によりケンティア・マギスティリウムに至ったグイルムス・マティ（〔表5〕の番号1）の学位取得をはつきり承認している。バカラリウス登録からわずか一ヶ月ほどで一四七九年に学位を取得したペトルス・フリゼティ（同番号10）は、一四八四年総会にフランス管区の代表評議員として出席した際、明確にマギスティルの称号を

帯びていた。⁸⁴つまりところ、ヴエルジエがそれ以前の時代について観察したのと同様、一五世紀の終わりに至っても、フランス管区のドミニコ会士にとってアヴィニヨン大学神学部は「その学位の価値はパリで得られるそれには遠く及ばないが——もっぱら便利な『学位工場』として機能していた。

他方で、アヴィニヨンを直接閉鎖するプロヴァンス管区の修道士たちの振る舞いは、こうした断定に一定の留保を投げかけるようと思われる。上掲の〔表3〕において総長か総会によりアヴィニヨン大学神学部への任命を受けたプロヴァンス管区の修道士7名の具体名と動向を〔表6〕に示した。これによれば、バカラリウス登録の記録を残しているのは三名のみである。フランス管区の場合と同様、修道会から受けた任命を実施しなかった修道士が複数いたことがわかる。

とはいえ、彼らが登録をしなかった理由を推測するための手がかりはフランス管区の場合にもまして乏しく、詳しい分析を試みることは困難である。一方で、ゲオルギウス・ロウマニとステファヌス・バニリイ（〔表6〕の番号1、3）を総長がアヴィニヨン大学神学部に派遣した際の記録は、フランス管区の事例に明らかな興味深い記述を含んでいる。すなわち、修道会の最高指導者である総長の名において派遣が決定されながら、その実施には「当人が属する修道院の修道士たち過半数の同意を要する」旨が明記されている。アヴィニヨン大学神学部での学位取得の可否に、任命を受ける修道士本人、そして任命をおこなう総長に加

[表5] アヴィニヨン大学神学部においてフランス管区修道士が学位を取得するまでの期間（1474—1503年）

番号	名前	(A) Bac 登録	(B) リケンティア	(C) マギステリウム	間隔(A)—(B)	間隔(A)—(C)
1	ゲイレルムス・マティ	21/07/1475	17/10/1476	17/10/1476	16ヶ月	16ヶ月
2	クラウディウス・ボネリイ	26/06/1488	28/09/1488	29/03/1494	3ヶ月	70ヶ月
3	ステファヌス・ムテティ	14/12/1476	16/02/1477	25/05/1477	2ヶ月	5ヶ月
4	フェランドゥス・ドネティ	26/06/1475	29/07/1475	29/07/1475	1ヶ月	1ヶ月
5	フゴー・モネティ	18/06/1487	22/07/1487	08/08/1487	1ヶ月	2ヶ月
6	ペトルス・フォルネリイ	26/06/1485	?	24/06/1487	*	24ヶ月
7	ペトルス・フリゼティ	11/02/1479	27/03/1479	27/03/1479	1ヶ月	1ヶ月
8	ヨハンネス・コテリイ	17/12/1489	07/05/1490	07/05/1490	4ヶ月	4ヶ月
9	ヨハンネス・ボネティ	27/02/1495	27/09/1495	29/03/1496	8ヶ月	13ヶ月
10	ヨハンネス・マレスカラ	01/06/1503	01/08/1503	01/08/1503	2ヶ月	2ヶ月
11	ヨハンネス・ルニヨー	22/10/1502	24/05/1503	24/05/1503	8ヶ月	8ヶ月
12	ロベルトゥス・デ・ロンダ	07/06/1475	29/07/1475	30/11/1476	1ヶ月	18ヶ月

典拠：番号1 (A) ADV D134, 368r (B) 378v (C) *Ibid.*, 2 (A) D135, 111v (B) 110r (C) 171r, 3 (A) D134, 380r (B) 381r (C) *Ibid.*, 4 (A) D134, 367v (B) 368v (C) *Ibid.*, 5 (A) D135, 99r (B) *Ibid.*, (C) *Ibid.*, 6 (A) D135, 79v (B) 記録なし (C) D135, 99r, 7 (A) D135, 5v (B) 6v (C) *Ibid.*, 8 (A) D135, 119r (B) 120v (C) *Ibid.*, 9 (A) D135, 170v (B) 178v (C) 181r, 10 (A) D135, 265v (B) 275v (C) *Ibid.*, 11 (A) D135, 261v (B) 264v (C) *Ibid.*, 12 (A) D134, 367v (B) 368v (C) 379v.

[表6] アヴィニヨン大学神学部に派遣を受けたプロヴァンス管区修道士7名（1474—1515年）

番号	名前	派遣決定年	Bac 登録年
1	ゲオルギウス・ロウマニ	1503	なし
2	ステファヌス・ドロニイ	1489	1493
3	ステファヌス・バニリイ	1503	なし
4	ステファヌス・ロキニイ	1481	なし
5	バルトロメウス・ギレティ	1477	1478
6	ヨハンネス・バルデツ	1491	なし
7	ヨハンネス・パレンティス	1494	1499

「派遣決定年」の典拠：番号1 (AGOP IV 15, 242r), 2 (IV 9, 222v), 3 (IV 15, 242r), 4 (Reichert, *Acta*, III, p. 387), 5 (AGOP IV 3, 172v), 6 (Reichert, *Ibid.*, III, p. 406), 7 (AGOP IV 10, 229r).

バカラリウス登録（「Bac 登録」）の典拠は〔表1〕を参照。

[表7] アヴィニヨン大学神学部においてプロヴァンス管区修道士が学位を取得するまでの期間（1474—1503年）

番号	名前	(A) Bac 登録	(B) リケンティア	(C) マギステリウム	間隔(A)—(B)	間隔(A)—(C)
1	ステファヌス・ドロニイ	27/11/1493	09/02/1494	09/02/1494	4ヶ月	4ヶ月
2	バルトロメウス・ギレティ	19/02/1478	25/07/1484	16/12/1484	78ヶ月	85ヶ月
3	ベルトランドゥス・コルテジイ	16/08/1497	05/11/1500	05/11/1500	40ヶ月	40ヶ月
4	ヨハンネス・パレンティス	19/04/1499	14/02/1501	14/02/1501	22ヶ月	22ヶ月
5	ヨハンネス・ライナルディ	12/04/1499	22/08/1501	22/08/1501	29ヶ月	29ヶ月

典拠：番号1 (A) ADV D 135, 158v (B) *Ibid.*, (C) *Ibid.*, 2 (A) D134, 386r (B) D135, 68v (C) 70v, 3 (A) D 135, 208v (B) 243r (C) *Ibid.*, 4 (A) D135, 225r (B) 243v (C) *Ibid.*, 5 (A) D 135, 225r (B) 252v (C) *Ibid.*.

えて、所属修道院、ひいてはそれを包摂するプロヴァンス管区と、いう「地域」の介在が想定されているのである。

こうした記述と、この二名がバカラリウス登録に至らなかつた事実との因果関係を示す材料は残念ながら見当たらない。とはいへ、上掲の「表5」と同様にバカラリウス登録から学位取得までの期間を、数は少ないもののプロヴァンス管区出身のバカラリウスたちについて示した「表7」は、この点と関連して示唆的であるように思われる。⁽⁸⁸⁾ まずたいていの場合、フランス管区出身者よりも在籍期間が長期化する傾向が認められる。とりわけバルトロメウス・ギレティ（「表7」の番号2）はバカラリウス登録からマギステリウム取得まで六年以上を費やしただけでなく、アヴィニヨン修道院のドミニコ会学院においてかねてから聖書講師、学監といった重要な役職を務めていたことが史料に明記され、長年にわたり同地で教育、修学に従事していたことが窺える。⁽⁸⁹⁾

またヨハンネス・パレンティス（「表7」の番号4）は学位取得後、アヴィニヨン大学神学部のドミニコ会講座で正教授を務め、神学部の学部長にも就任している。⁽⁹⁰⁾ ヨハンネス・ライナルディ（同番号5）はより長期間正教授として教鞭をとり、やはり学部長職に就いている。この修道士はさらにアヴィニヨン修道院長も務め、一五〇九年にはプロヴァンス管区の管区長にさえ選出されている。この選挙は修道会総長の一存で結局無効とされるが、一五世紀中にはアヴィニヨン大学出身者から少なくとも二人の管区長が輩出された（マルシャル・オリベッリ、アルナルドゥス・アルナルデ⁽⁹¹⁾）。つまるところ、プロヴァンス管区の修道士からみて、ア

ヴィニヨンでの学位取得は管区幹部層へと昇進する登竜門の一つであった。従って、上に述べた派遣に際しての修道院の同意、という留保が示唆するように、地域の修道会上長たちの注目も高かった。またヨハンネス・ライナルディなどの例が示すとおり、バカラリウスを指導する立場にあるアヴィニヨン大学神学部の教授は、しばしばプロヴァンス管区の指導層に組み込まれていた。結果として、プロヴァンス管区修道士の学位取得にはより厳格さが追求され、バカラリウス登録から学位取得までの間隔が長くなりがちだったのではないか。当然、アヴィニヨンで取得した学位がもつ意味も、プロヴァンス管区の修道士とフランス管区の修道士にとってでは大きく異なっていたろう。上述のとおり、パリにおける学位取得がほぼフランス管区出身者に独占され、プロヴァンス管区のドミニコ会士が入り込む余地が全くなかつたことも、学位取得拠点としてのアヴィニヨンのような「地方大学」の重要性を増大したものと考えられる。⁽⁹²⁾

そもそも、神学部の存在を措くとしても、アヴィニヨン修道院はそれ自体として管区の重要な教育拠点であった。すでに一三四二年には修道会の最高神学院の一つとされ、一四六八年のプロヴァンス管区管区會議決議録の断片からも、当時モンペリエ工修道院とともに神学・自由学藝學習の中心地として管区の学生を集めていたことがわかる。⁽⁹³⁾ アヴィニヨン修道院に期待された周辺地域における役割、そして結果蓄積されたアカデミックな人的・物的資源は、一四九〇年代にアヴィニヨン修道院長にして神学部教授のバルテルミ・ド・リゲティスが実行した遠大な計画の重要な背

景となつたろう。彼は大学人と協調しつつ修道院敷地内に修練士のための学寮を創設し、危殆に瀕したドミニコ会教育システムの再建を図った。⁽⁹⁹⁾ プロヴァンス管区という地域的視点からみたとき、アヴィニヨン大学神学部の役割は決して「学位工場」に還元されるものではなく、教育の拠点かつ幹部選抜の回路として重視されていた。

おわりに

本稿では、神学部が増加し学位取得が容易になつた時代における学位を巡る修道会制度とドミニコ会士たちの実践の関係を明らかにすべく、アヴィニヨン大学神学部の事例を検討した。一五世紀半ばに数多くのドミニコ会士が学位を取得したこの神学部は、同世紀の終わりにも特にフランス管区から多くの修道士を引きつけた。しかし実際には、アヴィニヨンで学位を取得するよう任命を受けた多くのフランス管区修道士が、主としてより格式の高いパリ大学での学位取得を望んだため、この任命を辞退していた。修道士たちは、総会・総長といった修道会の統治機構が提示する派遣先に不満を抱いたとき、果敢に上層部と交渉し、自らの野心、状況により適合する辞令を引き出そうとした。このように学位取得許可是、任命する側、される側のコミュニケーションに左右される流動的プロセスであり、制度史的研究が想起させる単純な上意下達のシステムとは程遠いものだった。実際、修道士たちが個々の大学に向ける眼差しは多様かつ複雑であった。フランス管区の修道士たちからみれば安易ではあるがパリと比べれば格段に

魅力の落ちるアヴィニヨンでの学位取得も、地元プロヴァンスのドミニコ会士たちにとっては重要な出世コースであり、管区指導部からの注目も大きかった。ある地方大学が代表する多面的な機能、そして修道会という集団あるいは地域内部の情勢に応じ絶えず揺れ動いていた大学間序列は、中世末期の社会に大学という存在が深く根をおろした結果、学位が社会のヒエラルキーのなかに埋め込まれ、一種の資本として切望され、承認され、利用された証左⁽¹⁰⁰⁾と言える。今後はフランス以外の神学部が林立する地域、例えばイタリアなどについて、またドミニコ会以外の托鉢修道会に関しても同様の調査を行うことや、中世末期における各大学の位置付けについての理解をより深める必要があろう。

注(1) ドミニコ会士サクニヤックのエティエンヌが作成した目録による。

Étienne de Salagnac & Bernard Gui, *De quatuor in quibus dies prædicatorum ordinem inserviuit*, éd. par Thomas Kaeppler, Roma, 1949, pp. 124-128.

(2) ドミニコ会教育制度については次を参照。M. Michèle Mulchahay, "First the bow is bent in study..."; *Dominican education before 1350*, Toronto, 1998; Célestin Douais, *Essai sur l'organisation des études dans l'ordre des frères Prêcheurs au XIIIe et au XIVe s. (1216-1342)*, Paris, 1884.

(3) 2001年冬号をはじめ托鉢修道士が取得した大学学位はむしまだ神学のそれであつた。拙稿「中世後期南フランスにおける大学神学部と托鉢修道会——トゥルーズとモンペリエの事例から」『地中海学研究』111号、2001年、151-166頁、とりわけ28頁。

- (4) 例えば次の研究における都市会議簿の分析を参照。Hervé Martin, *Le métier de prédicant à la fin du Moyen Age, 1350-1520*, Paris, 1988, pp. 167-168.
- (5) いわゆる特権は修道会の総会決議記録に明記やねん。B. M. Reichert, (ed.), *Acta capitulorum generalium Ordinis Praedicatorum*, 9 t., Rome, 1898-1904 [以下 Reichert, *Acta Auct. 1*], II, p. 132 (1411-14年), p. 386 (1415年); III, p. 167 (1411年)。総会決議記録の性格は後述する。
- (6) Jacques Verger, «*Studia et universitatis*», in *Le scuole degli ordini mendicanti (secoli XIII-XIV)*, Todi, 1978, pp. 173-204.
- (7) ハドリミー1370年の修道会総会は「修道士の学位取得に際して現実に発生してこぬ不正行為を避けべく」、学位取得のため修道士を大学に派遣する中統約の厳格化を詔みてこ。¹⁰ (Reichert, *Acta*, II, p. 420): «Rogamus autem dictum reverendum magistrum ordinis et supplicamus eidem ad evitandum fraudes, que in promotionibus aliquorum contigisse novinlus aliquando, quatenus nullum fratrem de cetero habillet ad quamcumque lecturam in universitatibus theologie, nisi eos, quos priores provincialtes et diffinitores capitulorum provincialium, de quorum provinciis fuerint fratres huiusmodi, promovendos ad hoc presentaverint, qui experientiam haberint de promovendorum sufficiencia, moribus atque vita». (以下「用文中のトヨシセキニ本稿書記」)。
- (8) Daniel-Antoine Mortier, *Histoire des maîtres généraux de l'Ordre des frères prêcheurs*, 7 t., Paris, 1903-1914. 本稿の扱う時である開港せぬよ t. III-V 参照。
- (9) (10) Maximiliano Canal Gomèz, «De gradu magisterii in S. Theologia apud fratres Praedicatorum disquisitio historica», *Annalecta Ordinis Praedicatorum*, 20 (1931-32), pp. 101-107, 158-169, 225-233, 405-412.
- (11) W. A. Hinnebusch, *The History of the Dominican order*, 2 t., New York, 1965-1973, 特に t. II, pp. 58-71.
- (12) いわした題意識はねん。次の研究が提示する見取り図が極めて有用である。ジャック・ガルジ (野口洋一訳)『ヨーロッパ中世末期の学識者』創文社, 1995年。
- (13) 本稿が扱う五世紀後半一六世紀はねん、ヨーロッパではねん 1411年の管区から構成されていた。後述するように、おもむく現在のハラスに相当する地域に置かれていたのはハラス管区、プロヴァンス管区、トゥールーズ管区の三つである。
- (14) Reichert, *Acta*, II, pp. 426-427.
- (15) いわした件は1411年総会の次のよーな決議に記載やねん。Reichert, *Acta*, III, p. 202: «Precipimus autem et mandamus, ut singuli diffinitores presentis capitulo acta bene correcta et sigillo signata reverendissimi vicarii presentis capituli ad suas provincias deferant, ac in eisdem, prout moris est, publicari faciant et annunciarci». たゞこの時で前年に総會が死去したばかりであったため、代わりに総會を主催した総代理の印章を付す。いわねん。
- (16) Reichert, *Acta*. 本稿も主に参考やねん。1410年-1411年

年の総会決議を取る。t. II, フレントルの「五〇一四九八年を対象とする」t. III やある「五〇一四五八年に開かれた」t. IV である。

(17) 本稿では特に次のものを利用する。G. M. Löhr, «Supplementum ad acta capitularum generalium O. P.», *Analecta sacri ordinis fratrum Praedicatorum*, 36 (1928), pp. 494-505 (「四七二」「一四六四」「一五八一年総会」); Alfonso D'Amato, «Gli atti dei capitulo generali del 1474 e del 1486 e altri frammenti», *Archivum Fratrum Praedicatorum* [以下 AFP の論記], 17 (1947), pp. 221-49 (「四七三」「一四六六年」); Thomas Käppeli, «Supplementum ad Acta Capitularum Generalium editionis B. Reichert», *AFP*, 5 (1935), pp. 289-310 (「一四〇一」「一五三三」「一五八八年」)。

(18) 本稿で参照するもの、「一四六八」「一四七〇」「一四七四」「一四八六」「一四九八」「一五〇一」「一五五五」「一五八一年」の総会決議記録である (*Archives départementales de l'Aveyron*, 11 H 90)。¹⁰ 会憲 constitutiones の改訂された記録は、即時に効力をもたらすが、訓令 ordinaciones (admonitiones) は即時に効力をもたらすため、次第に規則制定の手段として前者を凌駕するに至った。¹¹ Gert Melville, «Die Rechtsordnung der Dominicaner in der Spanne von constituciones und admoniciones. Ein Beitrag zum Vergleich mittelalterlicher Ordensverfassungen», in Richard Henry Helmholz et al. (éd.), *Grundlagen des Rechts. Festschrift für Peter Landau zum 65. Geburtstag*, Paderborn, 2000, pp. 579-604.

(20) 「四〇一年総会で発議され、一四〇五年ある「一四一〇年」の承認された結果、会憲は正式に組み込まれた。Reichert, *Acta*, III, p. 111, 113-114, 135-136.

(21) 本稿で言う「学位取得のための大学派遣」を示す史料中の表現については注 (42) を参照。

(22) とは云ふ、大學や（大學神學部と結び付けていな）修道会学院への修道士の派遣（任命） assignationes の記事に関しては、史料中に欠損も多い。實際、「四五〇年から一五八八年までの間に」¹² 五回の総会が開かれたが、このうち四回（「四七二」「一四七八」「一四九四年」）については決議記録中に派遣記事が全く残存せず、八回（「四五〇」「一四五三」「一四五六」「一四五九」「一四五九」「一四六五」「一四七四」「一四八四」「一五〇八年」）については、一つ箇所についてしか派遣が記載されていない。¹³ なお、アヴィニョンへの派遣記録を残している総会は八回（「四六一」「一四六八」「一四七八」「一四八一」「一四八六」「一四九一」「一四五九年」）である。

(23) 大シスマに直面し二派に分裂した¹⁴ ローマ教皇支持派を率いた総長カブトのハイムハーメウの記録簿は校訂されてこない。Thomas Käppeli (ed.), *Registrum literarum fr. Raymundi de Vines Capuani magistri ordinis. 1380-1399*, Roma, 1937. 他方、総長ギー・フランシスコ（在職「四五一」「一四五一年」）による死後一時的に修道院を隸属した代理職者メルセリノ・ガラウトナの記録簿は未刊行である (Firenze, Biblioteca Medicea Laurenziana, S. Marco 866)。

(24) 本稿で参照する歴史以降の文書。Roma, Archivio Generale dell'Ordine dei Predicatori [以下 AGOP の論記] IV, 3: *Registrum literarum et actorum fr. Leonardi de Mansieis magistri generalis pro annis 1474-1477*; IV, 4: *Reg. ... fr. Leonardi 1478-1480*; IV, 6: *Reg. ... fr. Salvi Cassetta mag. gen. ... 1480-1483*; IV, 7: *Reg. ... fr. Barnabae Sassoni mag. gen. pro anno 1481-1482*。

- (24) 1486; IV 9: *Reg. ... fr. Ioachimi Torriani mag. gen. pro annis 1487-1491*; IV 10: *Reg. ... fr. Ioachimi ... 1491-1494*; IV 11: *Reg. ... fr. Ioachimi ... 1494-1497*; IV 12: *Reg. ... fr. Ioachimi ... 1497-1500*; IV 13: *Reg. ... fr. Ioachimi ... pro anno 1500*; IV 15: *Reg. ... fr. Vincentii Bandelli mag. gen. pro annis 1500-1505*; IV 17: *Reg. ... fr. Vincentii ... 1505-1506*. AGOP IV 18は総長ル・マ・カ・ム・カ・ム・ターリの仕事前半の記述だ。彼は、次の校訂版が利用できる。Albert De Meyer (éd.), *Registrum literarum fr. Thomae de Vio Cajetani O. P. magistri ordinis 1508-1513*, Roma, 1935.
- (25) 注(20)で言及した新会憲によれば、学位取得のために大学に赴く許可を下す権限は総会のものに属するが、次第に総長にも同等の権能が認められ、多くの修道士が総長によって大学に派遣されるに至った。修道会統治の変容にも関わる問題については、稿を改めて論じる必要がある。
- (26) 中世の大学名簿の性格・残存状況についての解説。Jacques Paquet, *Les manuscrits universitaires*, Turnhout, 1992.
- (27))の史料は次の人物誌研究の基礎となる。Thomas Sullivan, *Parisian Licentiates in Theology A.D. 1373-1500. A Biographical Register*, Leiden/New York/Köln, 2 t., 2004-2011 (t. 1: *The Religious Orders*; t. 2: *The Secular Clergy*); James K. Farge, *Biographical Register of Paris Doctors of Theology, 1500-1536*, Toronto, 1980.
- (28) Archives départementales de Vaucluse [以下 ADV と略記]。D 133; D 134; D 135.)の史料の特徴は、この文書は詳麗な羅文によるもの。Jacques Verger, «Les comptes de l'université d'Avignon (1430-1478)», *Études vauclusiennes*, 57 (1997), pp. 69-74; Idem, «L'université médiévale d'Avignon dans le contexte de son
- d'Avignon (1430-1512)», in Jozef IJssewijn & Jacques Paquet (éd.), *The Universities in the Late Middle Ages*, Leuven, 1978, pp. 190-209; Idem, «Dépenses universitaires à Avignon au XVe siècle (1455-56)», in *Avignon au Moyen Âge. Textes et documents*, Avignon, 1988, pp. 207-218; *Avignon au Moyen Âge. Textes et documents. Recueil de textes originaux*, Avignon, 1988, pp. 147-152. 本史料の貴重なマイクロフィルムは、ハヤック・カーネギー教授、及び仲介の労をいたしました。ハヤック・カーネギー教授は厚く御礼申し上げます。
- (29) Jacques Verger, «La faculté de théologie d'Avignon au XVe siècle», in Paul J.J.M. Bakker (éd.), *Chemins de la pensée médiévale: études offertes à Zénon Kuluza*, Turnhout, 2002, pp. 599-616.
- (30) 中世トマス・ア・クワード大学における次の詔勅の解説。Robert Caiillet, *L'université d'Avignon et sa Faculté des droits au Moyen Âge (1313-1503)*, Paris, 1907; *L'université d'Avignon. Naissance et renaissance (1303-2003)*, Arles, 2003; J. Scherckogel, «L'université d'Avignon à la fin du moyen âge», *Études vauclusiennes*, 32 (1984), pp. 10-14; Jacques Verger, «Le rôle social de l'université d'Avignon au XVe siècle», *Bibliothèque d'Humanisme et Renaissance*, 33 (1971), pp. 489-504; Idem, «L'université d'Avignon au temps de Clément VII», in *Genèse et débuts du Grand Schisme d'Occident*, Paris, 1980, pp. 185-200; Idem, «Les professeurs de l'université d'Avignon (1430-1478)», *Études vauclusiennes*, 57 (1997), pp. 69-74; Idem,

temps», *Études vauclusiennes*, 69 (2003), pp. 13–20.

(31) Verger, «La faculté de théologie d'Avignon», *op. cit.*

(32) 岩 (33)’ (33)’ (33) も参照。

(33) ADV, D 135.

(34) 1452年この教皇によって一時的に総理職を解任された。以下や参照。Raymond Creytens, «La déposition de maître Martial Auribelli O.P. par Pie II (1462)», *AFP*, 45 (1975), pp. 147–200.

(35) の修道士の経歴については本稿注(34) も参照。

(36))の書簡にはこゝに拙稿『Université et éducation dans l'ordre dominicain à la fin du Moyen Âge. Le collège de Notre-Dame de la Pitié d'Avignon』, *Annales du Midi*, 128 (2016), p. 252 note 20を参照。

(37) ここでいう学位取得者数の推移およびその比較については拙稿「中世末期における大学教育と大学―トガ・マント・マスクの聖母」学察の事例から』『西洋中世研究』五冊、110 111年、1117頁のグラフを参照。

(38))のこの論述を参考。

(39))のこの論述を参考。Palmérion Glorieux, «L'enseignement au Moyen Âge. Techniques et méthodes en usage à la faculté de théologie de Paris au XIIIe siècle», *Archives d'histoire doctrinale et littéraire du moyen âge*, 35 (1968), pp. 65–186.

(40) 次の研究を参考。William J. Courtenay, «The course of studies in the faculty of theology at Paris in the fourteenth century», in Stefano Caroti (éd.), *Ad ingenii acutitionem: studies in honour of Alfonso Marenì*, Louvain-la-Neuve, 2006, pp. 67–92 ; James K. Farge, *Orthodoxy and reform in early Reformation*

France: the faculty of theology of Paris, 1500–1543, Leiden/New York/Köln, 1995, pp. 7–54.

(41) Verger, «La faculté de théologie d'Avignon», *op. cit.*, p. 606.

(42) バカラリウスは「たった宣誓文を自筆で会計簿に書き込むのが慣例であった。以下注(33) も参照。

(43) 史料中に現れる「」の博士の個人名については原則ラテン語表記に依拠する。

(44) 『命題集』バカラリウスの任命は、史料上には『assignatur ad legendum sententias pro forma et gradu magisterii』、「habet licentiam legendi sententias」、『assignatur bachelarius』などいふて表現で現れる。なお、聖書概説講師など、『命題集』バカラリウス以前の課程に関する派遣・任命は「」には含めない。これは、トゥルーズなど一部の大学に「」が記録されておらず、アヴィニヨン大学神学部の慣行に「」と上述したとおり、少なくない大学神学部において周縁的存在になっていたと考えられる。

(45) 表中の項目「(ペリ補欠)」については後述する。「任意の大学」もさ派遣先を特定せず、「」かなる大学でも in quacumque universitate」バカラリウス課程を実施して「」と「」の許可を出す。また「表2」中には「ばかり箇所」として示した項目の内訳はルーガー、オランジン、ヴァランヌが各三名、ケンブリッジ・エル（フランヌ管区）・ハイドルブルク、ベルンジヤ、シエナ、トリノが各一名である。

(46) [表1] の番号2、3、6、9、12、13、19、31、34。

(47) [表1] に示す典拠を参照。

べ。

れなかつたのかは明らかでない。

- (47) 注(22)を参照。
 (48) 実際、例えば一五〇七年総会は修道会の許可なく学位を取得した修道士から学位を剥奪してござる(Reichert, *Acta*, IV, p. 66)。

- (49) AGOP IV 12, 121r (01/01/1499): «Magister Jacobus Rapha-
elis, prior convertitus Avinionensis, possit promovere duos fra-
tres ad gradum baccalariorum pro gradu et forma magisterii
in conventu Avinionensi et quia in capitulo generali Ferrarie

non fuit provisum: et simili modo potest facere in scolis un-

iversitatis videlicet unum pro hoc anno et alterum pro anno
sequentia». トセーリン大学神学部の教授職も勤めたいの修道士は、

やはり一四八一年に上クス=アヘン=アロガトーンヌ大学にてござり、また
一四八九年にもやせらテヴィリニアント同趣旨の委任を継長から
受けたござる(AGOP IV 6, 174r; IV 9, 222r)。実は修道会会憲と矛
盾するよりの慣行の意味は、注(22)に記載した別稿で踏み込んだ考察
の対象とされねばならない。

- (50) ケイムル・ム・フ・キロー・リバ (表4) の番印(2) は一五〇〇年一月五日よりケンヒニアムギスティリウムを同時に取得した
(ADV D135, 243r)。アヘンヌス・ヤケティ (番印32) は一四八七年
五月一八日よりギスティリウムを授与されたござる(Ibid., 87v)。

シモン修道院所属のリコラウス・ド・テイス (番印28) は、一四八七年一月三一日にリケンティアおよびマギスティリウムを取得したゲイ
バハのマリーナ博士「マカホル」・ド・トネイと同一人物である可
能性が高く (Ibid., 85r)。彼が他の大学でバカラリウス課程を終え
た後アヴィーニュにやつて来たのか、それとも当初の予定どおりア
ヴィーニュバカラリウムとなつたものの、手邊にて会計簿に記録さ

- (51) AGOP IV 6, 16v (15/08/1481).

- (52) トセーリン大学神学部におけるカラリウスたちが自筆で会計
簿に書かれた定式化された直訳文にゆりかこした趣旨の文言がみら
れる。例えはADV D135, 208v: «Ego frater Bertrandus Cortesii
Ordinis Fratrum Predicatorum [...] juro vobis domino primiti-
rio universitatis huius Avinionensis impendere reverentiam et

honorem ac successoribus vestris canonice intrantibus; [...];
necnon quatuor libros Sententiarum in eadem universitate
legerem; et omnes actus meos [sic pro mili] incumbentes in
ipsa facultate theologie usque ad magisterium inclusive
facere et completere, et hoc sub reverendo patre magistro
Petro Boneti [...] et non sub alio nec alibi. [...]».

- (53) AGOP IV 7, 23r (04/07/1486): «Frater Gabriel Riboldi con-
ventus Matisconensis assignatur bachelarius Avinioni pro
primo aut secundo anno sub magistro Bartholomeo de Righe-
tis qui datur eidem pro regente etiam si aliis esset, et dis-
pensatur secum super iuramento prestato Thaurini».

- (54) Reichert, *Acta*, III, p. 406.

- (55) トセーリン修道院 [表4] の番印33、ルロワは番印10と16、ハハ

ベガス跡³⁶、36の修道士の所属先³⁷。

(55) [報⁴] の輪印³⁸、³⁹。

(56) AGOP IV 6, 17v (14/11/1481) : «Frater Iohannes de Burgo conventus Camberiaci fuit assignatus ad legendum sententias in conventu et universitate Valentie pro gradu et forma magisterii non obstante assignatione facta eidem in conventu Avinionensi et universitate propter paupertatem et nemo inferior etc.».

(57) Jacques Verger, «Le coût des grades: droits et frais d'examen dans les universités du Midi de la France au Moyen Âge», in Astrid Ladislas Gabriel (éd.), *The economic and material frame of the mediaeval university*, Notre-Dame Ind., 1977, p. 29.

(58))の修道士は回時⁴⁰、大学学位取得や田地⁴¹などを修道士證⁴²で記載⁴³する。 (AGOP IV 10, 12v : 06/12/1492)。

(59) AGOP IV 15, 35r (27/07/1503) : «Frater Franciscus Cansur protest ire Redonis patriam suam et ibi pro exequendo gradu et cursu suo accipere pecunias ab amicis et propinquis tam pro elemosinis quam iure hereditario. [...]». トト⁴⁴と⁴⁵の出⁴⁶記載⁴⁷。 (Ibid., 29v (02/07/1503)).

(60) Reichert, *Acta*, III, p. 361 : «Conventui Parisiensi provincie Francie [...] Ad legendum biblam pro primo anno [assignamus] fr. Rudolphum Leonardi [...] pro secundo fr. Iohannem Gonor conventus Rothomagensis, cui substituimus fr. Francis- cum de Monte. [...]».

(63) *Ibid.*, p. 431.

(64) 1回目○年縦合の證⁴⁸を参考: (*Ibid.*, p. 253) : «Frates ad legendum substituti legere nequeant, nisi in defectu principalium assignatorum».

(65) AGOP IV 9, 42v (18/01/1491) ; 33r (30/05/1491) ; IV 10, 55r (27/05/1494).

(66) AGOP IV 4, 21r (25/05/1479) : «Frater Iohannes Gregorius conventus Lugdunensis et biblicus Parisiensis potest legere sententias extraordinarie Avinione pro forma et gradu».

(67) AGOP IV 7, 24r (07/07/1486) : «Frater Iohannes Ansolti conventus Parisiensis assignatur, postque bible lecturam perfectum, bachelarius pro 4^o anno Parisius, nisi prior provincialis aliter ordinaverit [...]». 2年後、彼はトトハバ総区職に就き、⁴⁹反抗の疑い⁵⁰をかかげた⁵¹の地位を剥奪⁵²された。 (AGOP IV 9, 29r : 29/12/1488)。

(68) *Ibid.*, 23r (10/06/1487).

(69) AGOP IV 10, 55r (24/05/1494).

(70) Sullivan, *Parisian Licentiates in Theology*, op. cit., I, p. 178.

(71) AGOP IV 10, 36v (26/07/1491).

(72) *Ibid.*, 38r (04/08/1491) : «Frater Iohannes de Tusca conuentus Sanctorenensis assignatur ad legendum sententias proportiona magisterii in conventu Parisiensi pro primo loco vacante intraneatis debito».

(73) 残念ながら⁵³、)の修道士の後の足跡にはこの史料は沈黙⁵⁴。 (74) たゞシムラーベ、モローリヤ、トル⁵⁵の神学部は例外⁵⁶いた。

ホーリーの上級学位は、ヨーロッパで四年以上論理学を取得した修道士の前に行使できなかった。Reichert, *Acta*, III, p. 257: «Declaramus et statuimus, quod in provincia Francie dumtaxat edicto in perpetuum duraturo et cum omni consilio firmato omnes fratres nostri in universitate Parisiensi secundum ritum eiusdem insignia magistralia suscientes in posterum preferantur loco et honore atque alii gracie fratribus omnibus predicte prouincie, qui alibi, exceptis Tholosano, Bononiensi et Colonensi [studis] seu altero modo licet eadem auctoritate per quatuor annos ante licenciam predictorum magistrorum Parisiensium, erant in theologia magistrati»。

(75) AGOP IV 9, 24r (10/06/1487).

(76) *Ibid.*, 23r (10/06/1487): «Magistro Iohanni Frogerii regenti Parisiensi conceditur ut iuxta statuta provincie Francie precedat magistros alibi quam Parisius laureatos et mandatur magistro Iohanni Gelleni sub excommunicationis late etc., ut dicto Frigerio redat et sibi locum superiorum tribuat sub privatione sui magisterii, non obstantibus etc.»。

(77) *Ibid.*, 43v (02/02/1491): «Annulatur littere concesse magistro Iohanni Frogerii et declaratur quod quamvis sit doctor Parisiensis non debet alios ante se promotos precedere».

(78) Reichert, *Acta*, IV, p. 42: «Magistri vero et alii graduati locum inter se habebunt secundum ordinem et tempus sue promocionis».

(79) 一三七〇年から一五〇六年までパリ大学神学部にリケンティアを取得したユーハン・コペルト、ハセウスのほか、少なからず一四一名がフラン

ヌス管区に所属していた。他管区出身と判明しているのは一四名に過ぎず、プロヴァンス管区出身者は一三七四年と一三八六年に各一名を数えるのみである。だが一一名に関しては所属管区が不明である (Sullivan, *Parisian Licentiates in Theology*, op. cit.; Farge, *Biographical Register of Paris Doctors of Theology*, op. cit.)。

(80) 「表一」に名があるが「表五」に現れないトゥーブ管区修道士 ([表一] の番号 1, 5, 9, 12, 13, 22, 27, 32) は、ベカラリウス登録はしたもののが何いかの理由で上級学位取得に至らなかつたものと思われる。

(81) 注(20) 参照。

(82) 例えど一四二一年総会参考 (Reichert, *Acta*, III, p. 210)。

(83) *Ibid.*, p. 335.

(84) *Ibid.*, p. 374.

(85) あくまでトゥーブ管区について指摘したところ、ヨーロッパ「表一」に名があるが「表六」に挙がっていない、つまり大学会計簿上に登録の記録があるてぬる、一四二一年文書に派遣の記録がない修道士が複数みいだす ([表一] の番号 1, 4, 8, 18, 21, 23, 25, 30, 35)。派遣記録不在の理由として、上記のように史料の欠落、修道会の許可を得たずに登録、修道会幹部が委託を受けて派遣などが考えられるが、個々の事例でいずれの要因が決定的か判断するることは難しこ。

(86) ただしバカラリウス登録の記録がない二名 ([表六] の番号 4, 6) については、プロヴァンス管区への所属自体が仮定的である。両名とも、アヴィニ翁への派遣記録には所属管区が明示されず、また管区の限り他の史料には登場しない。それでも彼のをプロヴァンス管区の所属と推測するのは、総会の派遣記録で所属管区が特に明示されない場合、それは当該大学 (いの場合はアヴィニ翁) の所在する管区

に屬してゐたるやうな記載がなされてゐる。この傾向がみられるためである。

(57) AGOP IV 15, 242r (14/11/1503) : «Frater Georgius Lourmani conventus Aniciatensis assignatur Avinioni ad legendum sententias sub magistro Johanne Reinaldi pro anno 1503 dummodo prius concurrat consensus majoris partis patrum sui conventus»; *Ibid.* (16/11/1503) : «Frater Stephanus Banili conventus Tarasconensis assignatur Avinioni ad legendum sententias pro illo anno quem sibi reverendus provincialis assignabit cum gratiis baccalaris dari consuetis de consensu tamen maioris partis patrum sui conventus».

(58) [表一] によると、[表一] に現れる二つは管区修道士 ([表一] の番号 4, 8, 18, 23, 25, 30) は、バカラリウス登録されたものの何らかの理由で上級学位取得に至らなかつた者である。

(59) AGOP IV 3, 172v (19/12/1477) : «Frater Bartholomeus Gilleti conventus Tarasconis, qui fuit biblicus et magister studentium in conventu Avinioni, fuit ibidem assignatus pro isto anno usque ad capitulum generale ad legendum sententias ordinariae pro forma et gradu absque tamen asseptionem magistrorum。たゞいり口ば、マギストリウムの取得は修道院上層部のやむなき承認を待つといふやうれども。

(60) 一五〇一年〇月、彼の兄弟である修士がバカラリウス登録した際、学部長の肩書を帯びてゐた (ADV D 135, 245r)。一五〇一年〇月、一五〇三年にヨゼフ・ド・ボニエ、カトリック修道院、マギストリウム取得を立証した (*Ibid.*, 261v; 264v)。

中世末期における管区修道士の学位取得（梶原）

(91) 一五〇一年八月から一五〇六年五月まで複数の管区修道士のバカラリウス登録、学位取得を指導してゐる (ADV, D 135, 252v; 253r, 264r; 272r; 276r; 280v; 296r)。一五〇四年学年年度の学長選出に際し、神学部学部長として署名してゐる (*Ibid.*, 285r)。

(92) 一五〇三年九月、大学会計簿のなかで修道院長として言及されてゐる (*Ibid.*, 272r)。その後一五〇八年九月の記事では別の修道士が院長として言及されてゐる (321v)。ソレ以前に任を退いたと考へらる。

(93) De Meyer (éd.), *Registrum litterarum fr. Thoma de Vio Capitanii*, op. cit., p. 244 (20/11/1509).

(94) 一四五〇四年にトルン大学へ『命題集』講義のため派遣を受けた (Reichert, *Acta*, III, p. 233) のが、アガイーの大学神学部で一四年に二ヶ月間滞在した。一四五七年にマギストリウムを取得した (ADV D 133, 42r; 47v)。一四五九年までニアゲイーの修道院長、選ばれた。一四五九年には管区長に就任し、上述のとおり一四五一年に修道院総長に選出された (Mortier, *Histoire des maîtres généraux de l'Ordre des frères prêcheurs*, op. cit., IV, p. 352)。

(95) 一四六五年にトスカニア大学神学部にバカラリウス登録して、一四六六年にリケントマ、一四六九年にマギストリウムを取得した (ADV, DL34, 182r; 185v; 263v)。一五〇八年にはすでに管区長職に就いてゐる (AGOP IV 9, 221v)。一五〇五年総会によると罷免され、その地位を保つた (Reichert, *Acta*, IV, pp. 57-58)。

(96) 注(72) 参照。

(97) Reichert, *Acta*, II, p. 283.

(98) Raymond Creytens, «Un fragment des actes du chapitre provincial de Clermont-l'Hérault (1468)», *AFP*, 35 (1965), pp.

(9) 前掲拙稿「中世末期における...」[今教育と大学]を参照。

(10) 例えばボローニャ大学神学部の...の関係について次の研究成果を参照。 Roberto Lambertini (ed.), *Università, teologia e studium domenicano dal 1360 alla fine del Medioevo*, Firenze, 2014.(11) カルメル会についての次の先駆的研究は、十分に利用され難しいと言ひ難い。 Franz-Bernard Lickteig, *The German Carmelites at the medieval universities*, Roma, 1981.〔付記〕 本稿は平成三〇～三一年度科学研究費（日本学術振興会特別研究員奨励費）の研究成果の一部である。
at the medieval universities, Roma, 1981.

『史学雑誌』投稿規定

一、投稿は会員に限ります。

二、投稿を受け付けているのは、次のもので、公刊されていないものに限ります。

論文

研究ノート
史料紹介

研究動向

報告集等に掲載されたものをもとにしている場合は、必ず投稿原稿にそのことを明記し、当該の報告集等を添えて下さい。

三、原稿は和文、縦書きで、四〇〇字×八九枚を上限とします。

A4用紙一枚に八〇〇字で印字して下さい。

四、表は『史学雑誌』一頁大の大きさを四〇〇字×四枚分と計算し、本文、注、図、表の合計が八九枚を超えないようにして下さい。

五、原稿には必ず和文要旨（八〇〇字以内）を添付し、論文、研究ノートの場合は、英文要旨（400words程度）も添えて下さい。要旨のない原稿は受理しません。

六、採用になつた場合、『史学雑誌』には英文要旨が、史学会のウェブサイトには和文要旨および英文要旨が掲載になります。

七、二重投稿は認めません。

八、原稿は史学会に郵送して下さい。原稿、要旨はともに一セツトお送り下さい。

九、写真、図版、特殊文字等により印刷経費が超過した場合、その一部を負担していただくことがあります。